

|         |       |
|---------|-------|
| 平塚市監査委員 | 市川喜久江 |
| 同       | 城田孝子  |
| 同       | 山原栄一  |
| 同       | 秋澤雅久  |

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査  
市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課

#### 2 監査の実施期間

令和6年3月8日から4月26日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
  - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

##### 市民病院

- （1）経営企画課 病院総務課 医事課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

土地・公舎の賃貸借契約において、月の途中で退職した職員の公舎入居料について、給与控除額の確認漏れにより、還付手続きがされていなかった。

事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、良好であると認められた。

以 上